

マンションの耐震設計への補助について

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市共同住宅耐震改修工事費等補助事業」を実施しています。

本紙は、昭和56年5月31日以前に建築されたマンションの**耐震設計**に要する費用への補助事業に関するものです。マンションの耐震診断の結果を受けて、耐震設計を予定されている方は、まずはご相談下さい。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震設計を予定している住宅の内容などについて市との協議が必要です。

※耐震設計を既に着手・完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください！



■補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす共同住宅。

(店舗等の用途を兼ねるものを含む)

- ・ 3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・ 建築基準法及び関係法令の規定に適合しているもの
- ・ 店舗等の床面積が建築物全体の床面積の1/2未満のもの
- ・ 地震に対して安全な構造となる耐震改修工事を行う予定のもの。

※耐震改修工事への補助制度もあります。



■補助対象経費

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたものについて、安全な構造(※)とする耐震改修の実施設計（耐震設計）に要する費用。

※耐震判定委員会の耐震改修計画の判定・評価等の取得が必要となります。

■補助金の額

耐震設計に要する経費の3分の2。ただし、1戸あたり50,000円を上限とする。

※補助戸数に限りがありますので、耐震設計をご検討中の方は早めにご相談下さい。

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

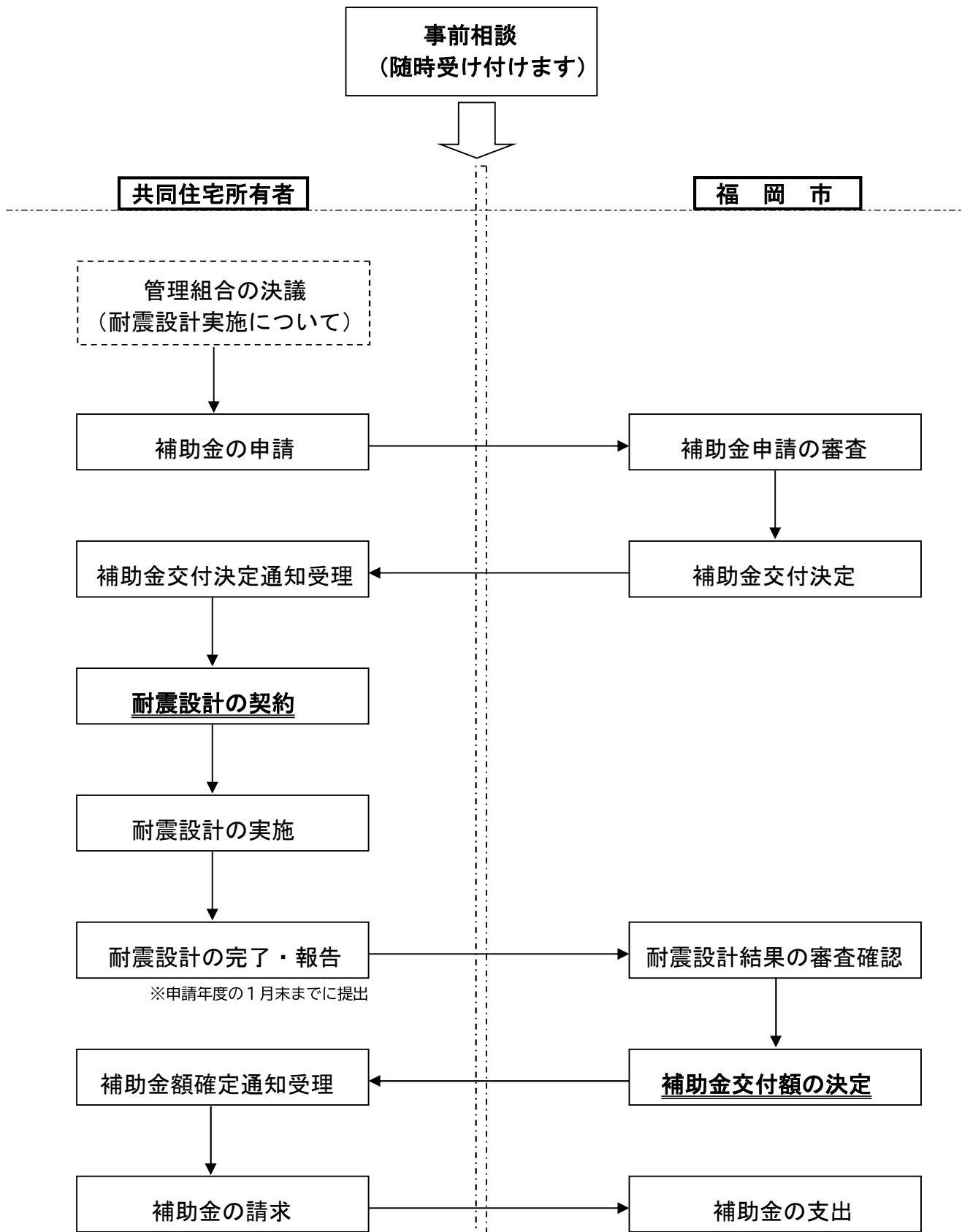
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

ホームページ：https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/006.html

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引っ越し > 住まいを建て替える・補修する > 耐震工事 > 住宅の耐震改修工事費補助事業(要綱及び様式をダウンロードできます)

(裏面の『手順の流れ』をご覧ください)

『手続の流れ』



○代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。